

広島大学入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除 2024年度 申請のしおり

広島大学 学生情報の森 MOMIJI

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>



CONTENTS

1.はじめに.....	2
2.申請資格.....	2
(1)入学料免除・入学料徴収猶予.....	2
(2)授業料免除.....	3
3.選考基準.....	4
(1)学力基準.....	4
(2)家計基準.....	5
4.申請方法.....	6
(1)全体スケジュール.....	6
(2)具体的な手続き（申請は学生本人が行う）.....	7
(3)結果発表までの留意事項.....	8
(4)結果発表.....	8
5.申請準備.....	9
(1)申請区分の確認.....	9
(2)家計支持者・世帯構成員の確認.....	10
(3)必要書類.....	11
(4)【後期のみ】授業料免除継続申請者の提出書類について.....	15
照会先.....	15

1.はじめに

広島大学は以下のような経済支援制度を設けています。申請にあたっては、経済状況等を正確に把握するために様々な書類が必要となります。申請する場合は、「申請のしおり」をご理解いただいた上で、必要書類をご準備いただき、手続き期間内に不備・不足のないように**学生本人が申請**してください。不明点は照会先（P.15 参照）にお問い合わせをしてください。

また、申請にあたって提出していただく個人情報、免除者の選考および申請者数等の統計資料としてのみ使用し、他の目的での使用または第三者に提供を行うことはありません。

◆入学料免除

経済的な理由などにより入学料を納入することが困難な人に対して、入学料の全額または半額を免除する制度

◆入学料徴収猶予

経済的な理由などにより入学料を納入することが一時的に困難な人に対して、入学料を一時的に猶予する制度

◆授業料免除

経済的な理由などにより授業料を納入することが困難な人に対して、授業料の全額または半額を免除する制度

2.申請資格

(1)入学料免除・入学料徴収猶予

◆大学院入学生（前期申請は4月入学者、後期申請は10月入学者のみ対象）・専攻科入学生

以下のいずれかの事由が発生し、入学料の納入が困難になった人が対象

- ① 経済的理由により入学料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準（P.4 参照）を満たしている人
- ② 入学料納入月前12か月以内¹に、以下のいずれかの事由が発生し、入学料の納入が困難になった人

- (A) 学資負担者²が死亡した場合
- (B) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
(ただし災害救助法の適用を受けたものは入学料納入前5年以内)
- (C) 学資負担者が失職³（パート、派遣社員は除く）し、申請時現在未就職の場合
- (D) 学資負担者が申請時現在長期療養中⁴の場合
- (E) 学資負担者が申請時現在、行方不明の場合
- (F) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者の収入が急減した場合
(2020年1月以降であれば、入学料納入月前12か月以内¹でなくてもよい)

◆学部留学生

上記②に該当する場合

◆申請できない学生

- 国費留学生
- 政府や会社等から入学料の支給がある学生
- 日本人（永住者等含む）学部生
- 既に入学料を納付した学生

¹ 納入月前12か月以内とは、前期申請では2023年4月1日以降を、後期申請では2023年10月1日以降を指す

² 各事由が発生する直前まで、同一生計の家族内で最も所得の多かった人等を指す

³ 失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、自己都合による退職や廃業等は含まない

⁴ 長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にあること

(2) 授業料免除

以下のいずれかに該当する人が対象

- ① 経済的理由により授業料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準（P.4 参照）を満たしている人
- ② 授業料納入月前 6 か月以内⁵に、以下のいずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難になった人（新入学生は入学年度の最初の学期に限り入学前 1 年以内）

- (A) 学資負担者⁶が死亡した場合
- (B) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
(ただし災害救助法の適用を受けたものは、授業料納入月前 5 年以内)
- (C) 学資負担者が失職⁷（パート、派遣社員は除く）し、申請時現在未就職の場合
- (D) 学資負担者が申請時現在長期療養中⁸の場合
- (E) 学資負担者が申請時現在、行方不明の場合
- (F) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者の収入が急減した場合
(2020 年 1 月以降であれば、授業料納入月前 6 か月以内⁵でなくてもよい)

◆申請できない学生

- 国費留学生
- 政府や会社等から授業料の支給がある学生
- 免除申請する学期に、他制度によって授業料免除の支援を受ける学生
- 2020 年度以降に入学した日本人（永住者等含む）学部生
- 免除の対象となる学期に在学していない学生
※学期途中で休学または修了・退学を予定している場合も、免除申請不可
- 標準修業年限を超えている学生⁹
※大学院生については、論文作成のために標準修業年限を超える場合、[様式 7] 指導教員意見書 の提出をもって、最初の半期のみ申請を認めることがある
- 免除申請する学期分の授業料を既に納付した学生
- 免除申請する学期に日本で生活していない留学生

【参考】標準修業年限について

所 属		標準修業年限
学部	全学部（医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科を除く）	4 年
	医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科	6 年
大学院	博士課程前期・修士課程	2 年
	博士課程後期	3 年
	医系科学研究科医歯薬学専攻	4 年
	専門職学位課程教職開発専攻	2 年
	法務研究科 専門職学位課程実務法学専攻	3 年 or 2 年
専攻科	特別支援教育特別専攻科	1 年

⁵ 納入月前 6 か月以内とは、前期申請では 2023 年 10 月 1 日以降を、後期申請では 2024 年 4 月 1 日以降を指す

⁶ 各事由が発生する直前まで、同一生計の家族内で最も所得の多かった人等を指す

⁷ 失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、自己都合による退職や廃業等は含まない

⁸ 長期療養中とは、見込みも含めて 6 か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にあること

⁹ ただし、休学により標準修業年限を超えた方においては、ご相談ください

3.選考基準

◆注意事項

本免除制度は、学力基準を満たす者のうち、予算の範囲内で経済的困窮度が高いと認められる者から全額または半額免除を行います。免除予算には限りがあり、以下の選考基準（学力基準・家計基準）を満たす場合であっても免除されない場合があります。例年、入学料免除が認められる申請者は少数ですので、あらかじめご了承ください。

(1)学力基準

◆入学料免除

- 大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻及び専攻科の入学生（次のいずれかに該当する人）
 - ① 専攻又は選抜方法ごとの入学試験の成績が上位 2 分の 1 以内の人
 - ② 出身大学等における修得単位の平均評価点が 75 以上の人
 - ③ 上記①又は②に相当する学力を有すると研究科長が認めた人
- 大学院専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期及び博士課程の入学生
研究科長が学業優秀と認めた人

◆入学料徴収猶予

- 学士課程の入学生（次のいずれかに該当する人）
 - ① 選抜方法ごとの入学試験の成績が上位 2 分の 1 以内の人
 - ② 出身高等学校の調査書評定の平均が 3.0 以上の人
 - ③ 出身大学等における修得単位の平均評価点が 60 以上の人
 - ④ 上記①、②、又は③に相当する学力を有すると学部長が認めた人
- 大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻および専攻科の入学生（次のいずれかに該当する人）
 - ① 専攻又は選抜方法ごとの入学試験の成績が上位 2 分の 1 以内の人
 - ② 出身大学等における修得単位の平均評価点が 60 以上の人
 - ③ 上記①又は②に相当する学力を有すると研究科長が認めた人
- 大学院専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期及び博士課程の入学生
研究科長が学業優秀と認めた人

◆授業料免除

- 学部生、大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻および専攻科の在学生（次の①および②に該当する人）
 - ① 入学後の修得単位（前期申請は 2023 年度後期分まで、後期申請は 2024 年度前期分まで）が、所属する学部、研究科等の「標準修得単位数」に達している人
 - ② 入学後の修得単位（前期申請は 2023 年度後期分まで、後期申請は 2024 年度前期分まで）の「平均評価点」が 63 点以上の人
- 学部新入学生
出身高等学校の調査書評定の平均および入学試験の成績等により学力を判定
- 大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻および専攻科新入学生
出身大学における修得単位の平均評価点および入学試験の成績等により学力を判定
- 大学院法務研究科・専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期及び博士課程の学生
研究科長が学業優秀と認めた人

$$\text{平均評価点} = [\{ (\text{秀+優}) \text{の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \} / \text{修得単位数} \times 3] \times 100$$

$$\text{標準修得単位数} = \text{卒業(修了)要件単位数} \times (\text{在学セメスター数} / \text{卒業(修了)までのセメスター数}) \times 0.8$$

(2) 家計基準

免除又は入学金徴収猶予を受けることができる所得の目安は以下のとおり

- (A) 学部
- (B) 博士課程前期, 修士課程, 専門職学位課程教職開発専攻, 専攻科
- (C) 博士課程後期, 博士課程, 専門職学位課程実務法学専攻

◆入学金免除となる家計基準の目安

● 家族3人の場合

(父(収入あり), 母(収入なし), 本人(自宅外))

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	370万円以下	195万円以下
(B)	390万円以下	210万円以下
(C)	490万円以下	280万円以下

● 家族4人の場合

(父(収入あり), 母(収入なし), 本人(自宅外), 弟(公立高校・自宅))

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	430万円以下	240万円以下
(B)	450万円以下	250万円以下
(C)	590万円以下	350万円以下

◆入学金徴収猶予となる家計基準の目安

● 家族3人の場合

(父(収入あり), 母(収入なし), 本人(自宅外))

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	628万円以下	378万円以下
(B)	664万円以下	406万円以下
(C)	797万円以下	539万円以下

● 家族4人の場合

(父(収入あり), 母(収入なし), 本人(自宅外), 弟(公立高校・自宅))

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	692万円以下	434万円以下
(B)	722万円以下	464万円以下
(C)	865万円以下	607万円以下

◆授業料免除となる家計基準の目安

● 家族3人の場合

(父(収入あり), 母(収入なし), 本人(自宅外))

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	422万円以下	234万円以下
(B)	444万円以下	249万円以下
(C)	541万円以下	317万円以下

● 家族4人の場合

(父(収入あり), 母(収入なし), 本人(自宅外), 弟(公立高校・自宅))

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	500万円以下	288万円以下
(B)	524万円以下	305万円以下
(C)	630万円以下	379万円以下

● 家族5人の場合

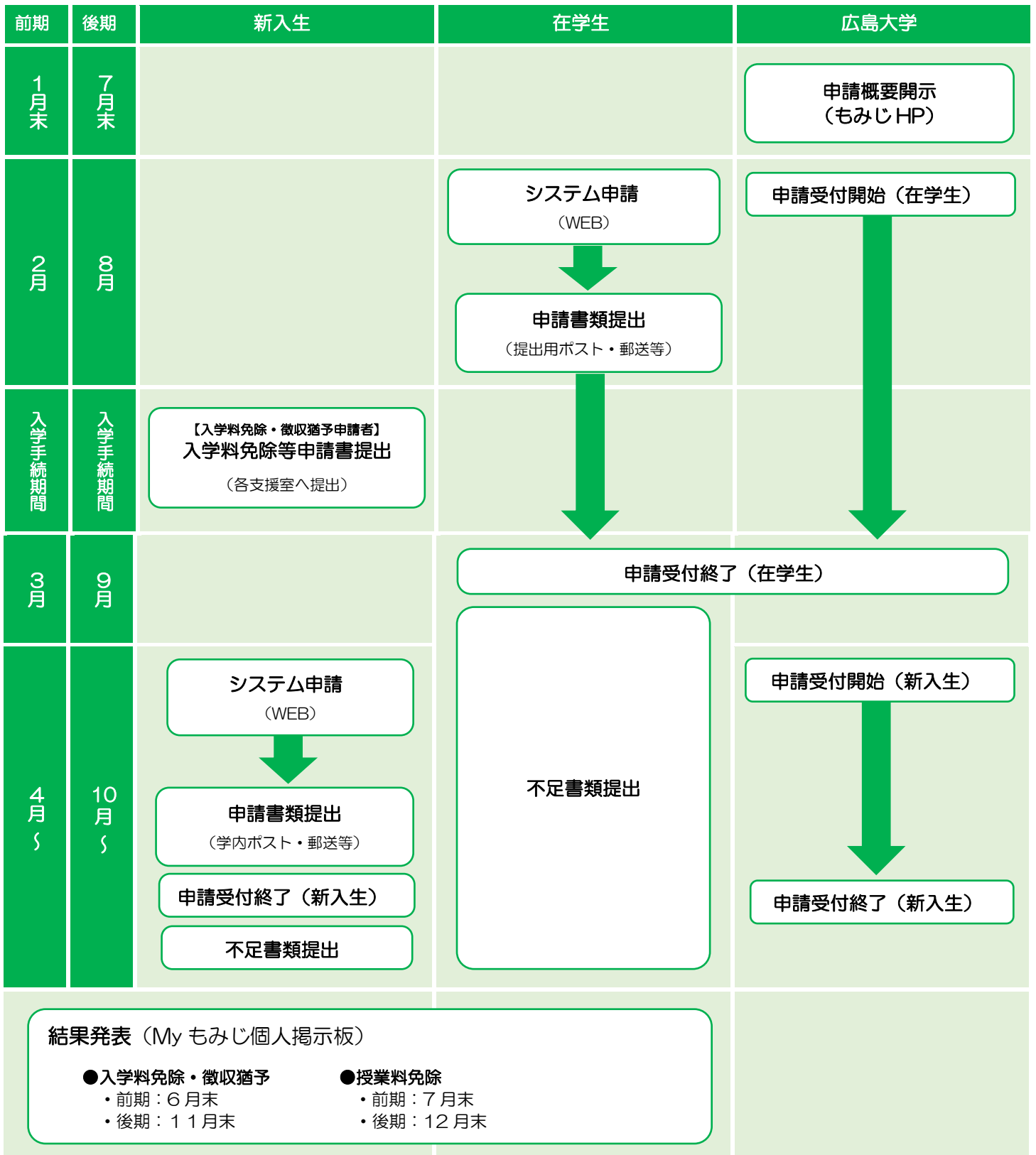
(父(収入あり), 母(収入なし), 本人(自宅外), 妹(私立大学・自宅), 弟(公立高校・自宅))

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	645万円以下	390万円以下
(B)	667万円以下	409万円以下
(C)	747万円以下	489万円以下

4.申請方法

(1)全体スケジュール

- ※ 前期・後期ともに授業料免除申請を希望する場合でも、それぞれの学期で申請手続きが必要となります。
 ※ 具体的な日程については、もみじHPを必ず確認してください。



- ※ やむを得ない理由 (病気や長期の留学、インターンシップ等) により、申請受付終了までに申請ができない場合は必ず事前にご相談ください。証明書等によりその理由の事実を確認でき、やむを得ない事情と認められる場合に限り、例外的に申請を認めることがあります。

(2) 具体的な手続き（申請は学生本人が行う）

①【入学料免除・入学料徴収猶予申請者のみ】入学料免除等申請書提出

- 【概要】 [様式 2] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除申請書 を提出
【申請期間】 入学手続き期間中
【提出先】 入学予定の学部・研究科の支援室

②【申請者全員】システム申請

- 【概要】 以下の Microsoft Forms から入力・登録
※必ず、申請基準日（【前期】2024年4月1日・【後期】2024年10月1日）時点の広大個人アカウントからサインインすること（**内部進学者は、卒業・修了する学生番号のアカウントを使用しないように注意**）
<https://forms.office.com/r/Y4gtbPWCgJ>
【入力手順】 <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/3c9386b5543fd4e88e17adf5aedic8e9b02228cd4.pdf>
【申請期間】 具体的な日時はおもみじ HP にてお知らせ（以下参考）
・在學生：前期：2月中 後期：8月中
・新入生：前期：4月上旬 後期：10月上旬
【注意事項】 システム申請期間内に登録が完了しなかった場合、申請書類の提出の有無にかかわらず申請は**無効**
※不明点があれば必ずシステム申請期間終了前にお問い合わせください

③【申請者全員】申請書類提出

- 【提出方法】 A～C いずれかの方法にて学生プラザ 3F（授業料免除担当）まで必要書類を提出
A. 学生プラザ 3F（授業料免除担当）に設置の提出用ポスト
（ポストの横に設置している封筒に封入の上、提出）
B. 霞学生支援室・東千田学生支援室の窓口へ提出（対象：霞キャンパス・東千田キャンパスの学生）
C. 郵送（レターパック等の郵便物が追跡可能な方法）（※当日消印有効）
※到着確認に関するお問い合わせにはお答えできません
【提出期間】 具体的な日時はおもみじ HP にてお知らせ（以下参考）
・在學生：前期：2月中 後期：8月中
・新入生：前期：4月中旬 後期：10月中旬
【提出場所】 〒739-8514 東広島市鏡山一丁目 7 番 1 号 学生プラザ 3F 授業料免除担当
【注意事項】 書類提出期間内に書類が提出されない場合は、システム申請の登録の有無にかかわらず**無効**

【不足書類が発生した場合】不足書類提出

- 【通知方法】 「My もみじの個人掲示」または「電話(082-424-4353 or 082-424-61●●)」
※連絡に回答がない場合や期日までに提出がない場合は不許可となることがあります
【提出方法】 学生プラザ 3F（授業料免除担当）へ郵送 or 直接提出（※霞・東千田キャンパスの学生支援室の窓口へ提出し、学内便を利用することは可能ですが、紛失等の責任は負いかねます）
【提出場所】 〒739-8514 東広島市鏡山一丁目 7 番 1 号 学生プラザ 3F 授業料免除担当

申請期間中に日本にいない私費外国人留学生

- ① システム申請（※申請期間中に必ず申請ください）
- ② 申請書類提出（メール）※不備がない場合、返信は行いません
上記書類提出期間中に、記入済の[様式 1]・[様式 2]・日本にいないことが分かるもの（往復航空券等）の PDF をメール提出
【宛先】 gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp
【件名】 【学生番号】 免除申請書類の提出
【添付】 記入した[様式 1]・[様式 2]・日本にいないことが分かるもの（往復航空券等）の PDF
【本文】 「学生番号」「氏名」「学部・研究科名」「現在の国・地域に滞在しているか」
- ③ 渡日後の対応
渡日次第、以下の日時までに残りの必要書類とパスポートのコピー（氏名等記載欄および出入国スタンプ欄）を提出
【提出締切】 前期：5月31日 17:15 後期：10月31日 17:15
※締切日時までに提出できない場合や申請期間中に日本にいないことが確認できない場合、不許可となります

(3) 結果発表までの留意事項

入学料・授業料の納入猶予について

免除結果の発表があるまで入学料・授業料の納入が猶予されますので、絶対に納入しないでください
※一度納入した入学料・授業料は返還できません

免除申請の取り下げについて

「入学料・授業料の納入」や「当制度以外における入学料・授業料免除相当の経済支援制度の採択」等がある場合は免除申請を取り下げとなるため「免除申請取り下げ書」をご提出いただくこととなります
※取り下げの事象が発生次第、学生生活支援グループへ必ずご連絡ください

海外渡航等により連絡が取れなくなる場合の対応について

あらかじめ学生生活支援グループへ申し出てください

書類提出時から申請基準日までの間に申請内容に変更が生じた場合について

(申請基準日：【前期】2024年4月1日・【後期】2024年10月1日)

至急、学生生活支援グループへご連絡ください

(4) 結果発表

◆発表時期

- **入学料免除・入学料徴収猶予**
 - ・前期：6月末
 - ・後期：11月末
- **授業料免除**
 - ・前期：7月末
 - ・後期：12月末

◆通知方法

「学生情報の森 もみじ」の「My もみじ」の個人掲示

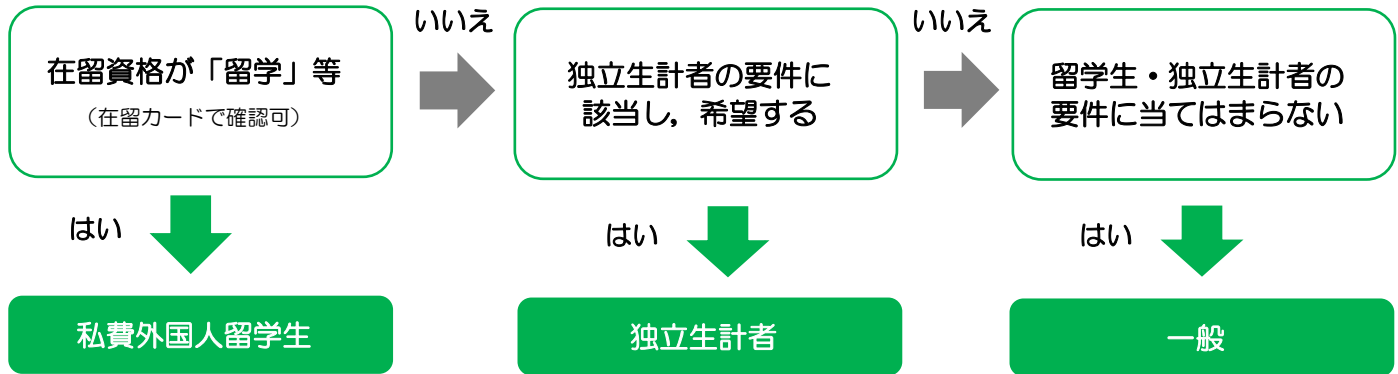
【全額免除者を除く】入学料・授業料納入について

結果通知で指定された期限までに該当する入学料・授業料を納入してください
※結果通知で指定された期限までに納入が難しい場合には、所属の支援室にご相談ください

5.申請準備

(1)申請区分の確認

申請区分により家計支持者や世帯構成員が異なりますので、以下のフローチャートからご自身の申請区分を確認の上、必要書類をご準備ください



◆独立生計者について

【対象者】 大学院生・専攻科生（原則）

【条件】 以下の条件をいずれかを満たす

- ・ 父母およびそれに代わる扶養者（配偶者を除く）がいない場合
- ・ 次の①～④の条件全てに該当する場合
 - ① 所得税法上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でない
 - ② 父母等と別居している¹⁰（世帯分離や二世帯住宅は、別居とはみなされません）
 - ③ 本人が加入している国民健康保険、共済組合等の公的医療保険において、本人または配偶者が被保険者（国民健康保険においては世帯主）として保険料を支払っている
 - ④ 本人（配偶者があるときは配偶者を含む）に独立した家計を営むに十分な収入がある¹¹

【留意事項】 独立生計者として申請を希望した場合においても、申請時の提出書類等により独立生計者としての要件を満たさないことが確認できた場合は、独立生計者ではなく一般での申請となる場合があります

¹⁰ 父母等と別居しているが住民票を異動しておらず、現に住居を別に行っていることが賃貸契約書により確認できる場合は、別居とみなす

¹¹ 次のいずれかに該当すること

- (1) 本人（配偶者含む）に年間 103 万円を超える給与収入または事業等の所得があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される
- (2) 本人（配偶者含む）に申請基準日から1年間、103 万円を超える給与収入または事業等の所得が見込まれる（給与支払（見込）証明書等が必要）

(2) 家計支持者・世帯構成員の確認

◆重要事項（以下の早見表を参照）

- 所得に関する書類は**家計支持者**と**学生本人**が必要
- **同居別居を問わず**、世帯構成員に含まれない家族の書類は不要
- 家計支持者の扶養下とは、「**所得税法**上の扶養」を指す
→ 家計支持者の所得税法上の扶養人数は「源泉徴収票」や「所得課税証明書」等で確認可能
- 父母の死亡などにより父母に代わって家計を支えている方も**家計支持者**となる（原則は父母）

◆家計支持者・世帯構成員早見表

	申請者 (学生本人)	配偶者	父母	家計支持者の 扶養下にある 兄弟姉妹	子	家計支持者の 扶養下にある 祖父母	家計支持者の 扶養下でない 兄弟姉妹	家計支持者の 扶養下でない 祖父母
一般	○	—	◎	○	—	○	×	×
独立生計者	◎	◎	○ ^{※1}	○	○ ^{※1}	○	—	—
私費外国人 留学生	◎ ^{※2}	◎ ^{※2}	※3	△ ^{※2}	○ ^{※2}	△ ^{※2}	△ ^{※2}	△ ^{※2}

◎：家計支持者 ○：世帯構成員 △：同居の場合のみ世帯構成員 ×：世帯に含めない

※1 家計支持者の扶養下にある場合のみ対象とする

※2 日本国内にいる者のみ対象とする

※3 日本国内にいる父母は、家計支持者となる

例（一般）： 父，母，本人，同居の兄（扶養外），同居の妹（学生），同居の祖父（扶養外），別居の祖母（扶養内）

【家計支持者】 父・母

【世帯構成員】 本人，同居の妹（学生），別居の祖母（扶養内）

【世帯に含めない】 同居の兄（扶養外），同居の祖父（扶養外）

例（留学生）： 父（別居（海外）），本人，配偶者（別居（国内）），子（同居），兄（別居（国内）），妹（同居）

【家計支持者】 本人・配偶者（別居（国内））

【世帯構成員】 子（同居），妹（同居）

【世帯に含めない】 父（別居（海外）），兄（別居（国内））

(3) 必要書類

- **申請基準日**（【前期】4月1日・【後期】10月1日）の状況で書類を提出
- 各様式は以下ののみHPからダウンロード
https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/exemption_forms.html
- 印刷する書類は全て **A4サイズ**で提出（A4より小さい書類は、A4の紙に貼付）
- 一度提出した書類について返還・閲覧は不可
- 家族が同時に本学で授業料免除を申請する場合、1名が原本を提出すれば他の家族についてはコピーの提出で可（コピー提出者は、原本提出者の学生番号・氏名を記入）
- 提出書類は**原則、コピーを提出**（原本と指定がある書類のみ**原本**を提出）
- 書類は**黒字**で入力・**黒ボールペン**で記入（消せるボールペンは不可）
- 記載内容が全て鮮明に読み取れるものを提出

◆【後期のみ】授業料免除継続申請者の提出書類について

前期からの継続申請者のうち一定の条件を満たす方は、後期申請時に必要書類を一部省略することができます
 詳細はP.15を参照してください

(3)-1. 申請者全員が提出する書類（必須）

該当する申請区分のうち、★印がついている書類を必ず提出してください
 留学生は、学生本人と日本に居住する家族について記入・提出するようにしてください

区 分			必 要 書 類	注 意 事 項（要 確 認）
一般	私費留学生	独立生計者		
★	★	★	提出書類チェックシート	提出時に書類がそろっているか確認
★	★	★	[様式 1] 家庭調書	記入例を確認し、正確に記入
★	★	★	[様式 2] 入学料免除・徴収猶予 ・授業料免除申請書	（入学料免除・徴収猶予申請者のみ） 入学手続き期間に提出済みの場合、提出不要
★	★	★	最新の所得課税証明書（ 原本 ） ※前期申請時は前々年、 後期申請時は前年の所得が記載されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人・家計支持者分が必須（収入なしの場合も必要） ・以下の項目が明記された書類 住民税課税・非課税の有無、給与・給与外所得別の収入金額、配偶者控除、扶養控除の人数や控除の内訳 ・前年（前期申請時）または当年（後期申請時）の1月1日に日本に住民登録がない場合は提出不要
★	★	★	[様式 3] 収入状況等申告書	学生本人 ・ 家計支持者 に関して記入
	★		[様式 4] 家計状況申告書（ 原本 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本でともに生活する世帯に関して記入 ・指導教員の署名が必須
	★		在留カード（コピー）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人・日本にいる家計支持者・同居している世帯構成員分が必須 ・最新の在留カードの表裏両面のコピーを提出
	★		賃貸契約書（コピー）	以下の項目が明記されたもの 住所・賃借人名・賃貸人名・契約期間・家賃・入居者 （学生宿舍・ミライクリエ・留学生会館等は証明書で可）
		★	住民票（ 原本 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目が明記された申請月3ヶ月以内に発行されたもの 世帯主・続柄・本籍・筆頭者 ・「世帯全員の住民票」と記載があるもの（世帯全員分） ※父母等と別居しているが、住民票を異動していない場合、住居を別に行っていることが分かる賃貸契約書（コピー）も必要
		★	健康保険証（コピー）	世帯全員分（全体が写っていること）

(3)-2. 申請者本人・家計支持者の収入に関する書類

※本しおり P.9, P.10 から申請区分および家計支持者を確認し、**学生本人**と**家計支持者**に関する以下の必要書類を提出

区 分		必 要 書 類	発行元
給与所得がある方 (アルバイト含む)	一般・ 独立生計者	<ul style="list-style-type: none"> 2023年分の源泉徴収票（コピー）※退職したものも含めすべて提出 2023年1月2日以降に転職・就職した場合は次の書類も必要 [様式5] 給与支払（見込）証明書（原本） （一般申請で、申請者本人のアルバイトの場合は不要） 2023年1月2日以降に雇用形態が変更になった場合は次の書類も必要 [様式6] 雇用形態変更（予定）証明書（原本） 	勤務先
	留学生 (アルバイトのみ)	<ul style="list-style-type: none"> 2023年分の源泉徴収票（コピー） ※源泉徴収票がない場合、2023年分の給与明細（コピー）または通帳（コピー） （通帳には、受給者氏名・受給期間・金額の該当箇所にマーカーを付す） ※アルバイト以外の給与所得がある留学生は、上記の「一般・独立生計者」と同様の書類を提出 	勤務先
給与所得以外がある方 (営業所得・農業所得・不動産所得・利子配当所得・雑所得)		<ul style="list-style-type: none"> 報酬・料金等の支払調書（コピー）（受給がある場合のみ） 次の①・②のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 2023年分確定申告書の第一表、第二表 および収支内訳書（または青色申告書）（コピー） ※第三表があれば要提出 ※「別紙のとおり」と記載された箇所がある場合、別紙も要提出 ※受領印（電子申請の場合は受付番号）があるもの ② 2023年度市区町村県民税申告書の表裏両面および収支内訳書（コピー） ※受領印（電子申請の場合は受付番号）があるもの 	税務署 自治体等
2023年1月2日以降に新規で 自営業（起業・開業）を始めた方		<ul style="list-style-type: none"> 個人事業の開業・廃業等届出書（コピー） ※税務署受付印があるもの [様式9] 所得額一覧表（原本） 	税務署 自治体等
年金受給者 (公的年金・私的年金・企業年金)		<ul style="list-style-type: none"> 最新の年金支払通知書（コピー）または 年金額決定通知書（コピー） ※<u>源泉徴収票は不可</u> 	日本年金機構 共済組合 保険会社等
諸手当・給付金受給者		<ul style="list-style-type: none"> 受給者氏名・受給金額・受給期間が分かる証明書（コピー） （例：児童扶養手当・傷病手当・労災保険給付金・育児休業給付金等） 	-
個人投資家 (株式譲渡・配当等がある方)		<ul style="list-style-type: none"> 年間取引報告書（コピー） （損益に関する詳細が分かるもの） 	証券会社
2023年1月2日以降に 退職・廃業した場合		<ul style="list-style-type: none"> 退職年月日が分かるもの （退職証明書・源泉徴収票（コピー）・離職票1（コピー）等） ※申請者本人のアルバイトの場合は不要 ※自営業者の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」（コピー・税務署受付印があるもの）を提出 	勤務先
雇用保険（失業給付金）受給者		<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証（両面）第1面～第4面（コピー） 	ハローワーク
生活保護受給者		<ul style="list-style-type: none"> 直近1年分の生活保護決定（変更）通知書（コピー） ※受給期間が1年に満たない場合は受給分全て 	市区町村
他者からの援助受託者		<ul style="list-style-type: none"> 援助金額・援助期間が分かるもの（コピー）（通帳等） 	-

(3)-3. 申請者本人に関する書類

区分	必要書類	発行元
日本学術振興会 特別研究員	・日本学術振興会特別研究員採用通知書（コピー） ※予定者も含む	日本学術振興会
フェローシップ採用者	・決定通知書・認定書（コピー）（リサーチ・次世代・女性科学） ※予定者も含む	大学
各奨学金受給者	・受給金額・受給期間が分かるもの（コピー）（通知書・認定書等） ※（一般・独立生計者）日本学生支援機構の奨学金は提出不要	企業・大学等
日本人学部生 （永住者等含む）	・[様式 11] 高等教育の修学支援新制度申請状況等確認書	もみじHP
論文作成のために 標準修業年限を超えて 申請する者（大学院生のみ）	・[様式 7] 指導教員意見書（ 原本 ） ※指導教員が記入 ※修業年限を超えて申請できるのは、最初の半期分のみ	もみじHP

(3)-4. その他に必要な書類

区分	必要書類	発行元
高校生以上の就学者	・学生証（コピー） または 在学証明書（ 原本 ） ※申請者本人分は不要	就学者の 在籍学校
障がい者	・障がい者手帳、療育手帳等（コピー） ※氏名・手帳番号・障がい名・程度（等級）が分かるもの	市区町村
ひとり親家庭	・寡婦、ひとり親の記載があるいずれかの証明書 または 戸籍謄本（ 原本 ） （所得課税証明書・源泉徴収票（コピー）・確定申告書（コピー）） 養育費の受給がある場合は、その受給金額と受給期間が分かる書類（コピー）	市区町村 ・勤務先等
家計急変	・[様式 8] 家計急変申請書	もみじHP
申請時点から申請基準日の間で 所得税上の扶養家族に 変更がある場合	・[様式 10] 申告書 に以下の事項を記入 扶養親族の取り扱いが変わる人の氏名・住所・勤務先 取り扱いが変わる年月日	もみじHP
【私費外国人留学生】 同居人がいる場合	・同居人の在留カード（コピー）	同居人

※家計状況等により、上記に記載のない書類を求める場合があります

(3)-5. 特別な事由に該当する場合の証明書等

「申請資格 (P.2, P.3)」の②に当たる場合は、以下 (1) のほか、事由に応じて (2) の書類が必要

(1) [様式 8] 家計急変申請書

(2) 事由により提出が必要となる書類

事 由	提出する証明書類
A: 学資負担者が死亡した場合	• 死亡した日を確認できる書類 (死亡診断書 (写) または戸籍謄本 (原本) 等)
B: 本人または学資負担者が 風水害等の災害を受けた場合	• 罹災証明書 (写) ¹² • 確定申告書 (雑損控除したもの) (写) ※申告している場合のみ
C: 学資負担者が失職 (パート、派遣社員は除く) し、申請時現在未就職の場合	• 雇用保険受給資格者証 (全ページ) (写) ¹³ • 離職票 (写) (雇用保険受給資格者証がない場合) ※離職理由コードが、以下のいずれかであるものに限る 1A (11), 1B (12), 2A (21), 2B (22), 2C (23), 3A (31), 3B (32), 3C (33), 3D (34)
D: 学資負担者が申請時現在、 長期療養中の場合	• 診断書 (原本) ※診断書に病名・診療開始日および申請時現在 6 か月以上療養中 (または 6 か月以上療養を必要とする 見込み) であり、 就業不能であることが記載されていること
E: 学資負担者が申請時現在、 行方不明の場合	• 学資負担者の行方不明が確認できる書類 (行方不明者届 (写) 等)
F: 新型コロナウイルス感染症の 影響により学資負担者の収入 が急減した場合 ※国の予算措置の状況により提出書 類を変更する場合や本事由の申請 から通常申請に切り替えていただ く場合があります	次の (ア) 及び (イ) が必要 ※両親ともに減額となった場合は、2 名分必要 (ア) 事由発生後の所得を証明する書類 (申請日を基準とし、直近 3 か月分) 例：給与明細の写、自営業の場合は帳簿の写等 帳簿は月ごとで、「会社名」「家計急変者の名前」「売上」「経費」「所得」 を記入すること また、帳簿を提出する場合は、「[様式 9] 所得額一覧表」を表紙として 添付すること (イ) 下記 (1) 又は (2) のいずれかひとつの書類 (1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少が あった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の写 ¹⁴ (2) 事由発生後の所得が 2019 年度から 2023 年度までのいずれかの年度 の所得と比較し 1/2 以下となっていることが分かる書類

¹² 市区町村役場等で発行されたものの写しを提出

¹³ 雇用保険受給資格者証 (写) は、ハローワークで交付されたものを提出

¹⁴ 対象の公的支援は、高等教育の修学支援新制度の例に準ずる

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

(4)【後期のみ】授業料免除継続申請者¹⁵の提出書類について

以下の条件を満たす方は、後期申請時に必要書類を一部省略することが可能

◆条件

申請年度前期に広島大学授業料免除を申請した学生

※ただし、以下の学生は申請不可

- ・ 10月入学者（10月に修士課程（博士課程前期）から博士課程（博士課程後期）に内部進学する者も含む）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により日本にいる家計支持者の収入が急減した場合として申請する学生
- ・ 前期の申請区分から変更がある学生（例：【前期】一般 → 【後期】独立生計者）

◆必要書類

- ① [様式 12] 継続申請書
- ② 申請者本人と家計支持者の所得課税証明書（**6月に更新された**最新の証明書）
- ③ 【日本人学部生のみ】[様式 11] 高等教育の修学支援新制度申請状況等確認書
- ④ 【前期の申請内容から変更がある場合】変更に伴い必要となる書類

変更がある場合の提出書類の例

- ・ 家族数の増減 → [様式 1] 家庭調書, [様式 10] 申告書 など
- ・ 前期申請時から新たに就職・退職 → [様式 5] 給与支払（見込）証明書・離職票 1 など
- ・ 前期申請時から雇用形態変更 → [様式 6] 雇用形態変更（予定）証明書 など

照会先

- 広島大学 教育室教育部 学生生活支援グループ（授業料免除担当）
【所在地】 〒739-8514 東広島市鏡山一丁目7番1号（学生プラザ3階）
【E-mail】 gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp
- 質問事項等があれば以下のお問い合わせフォームよりご質問ください
<https://forms.office.com/r/vK5EmkBigD>

¹⁵ 継続申請者についても、予算の都合により、前期時と結果が異なる場合があります